



島根県報

令和7年12月12日（金）
号外 第112号
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【告示】

道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用開始	(〃)	3

告示

島根県告示第642号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年12月12日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	甲田作木線	邑智郡邑南町上田6498番2地先から同966番1地先まで	前	メートル 14.59～ 25.00	メートル 39.40	県央県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	メートル 22.92～ 35.87	メートル 39.40		

島根県告示第643号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年12月12日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	松江市美保関町下宇部尾550番地先から同527番15地先まで	メートル 592.00	令和7年 12月12日	松江県土整備事務所	
県道	一の瀬折居線	浜田市三隅町井野～139番地先から同～141番1地先まで	33.91	令和7年 12月12日	浜田県土整備事務所	